

地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める意見書

令和6年人事院勧告を受け、国家公務員の地域手当が令和7年4月から改定された。保育所等の公定価格や児童入所施設措置費、介護・障害福祉サービスの報酬、保護施設事務費等については、国家公務員の地域手当に準拠した地域区分に応じて算定されている。

保育所等の公定価格については、今回の地域手当の改定に合わせた見直しは実施されず、引き続き見直し方法について丁寧に議論を進めていくこととされた。その一方で、児童入所施設措置費、保護施設事務費等については、多くの対象施設で人材確保に苦慮しており、処遇改善が求められている状況にもかかわらず、事前に地方自治体との調整が何ら行われることなく、令和7年4月から国家公務員の地域手当に準拠して見直すこととされた。この見直しによって引下げとなった地方自治体においては、対象施設の人材確保にさらなる大きな支障が生じるおそれがあり、施設入所者に対する支援の質の低下にもつながりかねない状況である。

また、保育士、児童入所施設職員、介護従事者、障害福祉サービス従事者等の福祉人材の年間給与額は、全職種平均と比較して低い状況にあり、このような背景から、対象施設関係者をはじめ、他の社会福祉分野の関係者からも多くの不安の声が上がっている。

よって、政府においては、今後の地方における福祉人材確保の取組に支障が生じないように、下記の事項について実現するよう強く要望する。

記

- 1 令和7年4月からの地域区分の変更により児童入所施設措置費、保護施設事務費等が引き下げられた地方自治体に対して、見直し前の水準となるよう必要な財政措置を講じること。
- 2 今回の見直しの対象とならなかった保育所等の公定価格や介護・障害福祉サービスの報酬等の地域区分について、国家公務員の地域手当に準拠することなく、今後の賃金水準や国における処遇改善の取組を踏まえた適切な水準となるよう、必要な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月18日

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣 宛て（各通）
厚生労働大臣
衆参両院議長

水戸市議会議長 袴塚孝雄